

株 主 各 位

東 京 都 品 川 区 大 井 一 丁 目 47 番 1 号
株式会社 R S T e c h n o l o g i e s
代表取締役社長 方 永 義

第 7 回 定 時 株 主 総 会 招 集 ご 通 知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月28日（火曜日）営業時間の終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都品川区東大井5-18-1 きゅりあん（品川区立総合区民会館）7階 イベントホール
 （前回と同一の建物ですが、階数が異なりますのでご注意ください。
 道順等の詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
 報告事項 1. 第7期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第7期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役9名選任の件

以 上

~~~~~  
〈お願い〉

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、開会時刻直前には受付の混雑が予想されますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、当日ご出席の際には、この「第7回定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

〈お知らせ〉

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rs-tec.jp>）に掲載させていただきます。

◎当日ご出席の株主様にお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様に対し1個とさせていただきますのでご了承ください。

◎株主総会終了後の懇親会は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国経済が緩やかに回復してきたものの、中国及び新興国における景気減速、英国のEU離脱問題、米国の次期大統領選挙の結果などから、不透明感が増大しました。

一方、国内においては、年初からの円高、為替相場の急激な変動、日銀によるマイナス金利の導入等の影響はありましたが、企業収益の回復や雇用情勢の改善が続き、景気は、不透明な要因を含みながらも、底堅く推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、半導体メモリー業界の好調に加え、第4四半期に入り、ファンドリー各社の稼働率も上昇してきました。第2四半期以降の300mmウェーハ需要の拡大が第4四半期以降も継続し、また200mmウェーハの需要も増加し、300mm・200mm共、ウェーハ需要の逼迫が顕在化してきました。そのような環境の中、ウェーハ事業も順調に入荷が拡大し、当社グループ台湾工場は第4四半期からフル生産体制に入りました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は8,849,546千円（前年同期比59.6%増）となりました。営業利益は1,557,630千円（前年同期比44.1%増）となり、経常利益は1,450,696千円（前年同期比54.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は869,652千円（前年同期比185.8%増）となりました。

事業のセグメント別の業績を示すと次のとおりです。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分について、「半導体生産設備の買取・販売」に係る売上高が事業拡大に伴い10%以上になったことにより「ウェーハ事業」「半導体生産設備の買取・販売」の2区分に変更しております。前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

(ウェーハ事業)

ウェーハ事業におきましては、再生市場の需要が堅調に推移したことなどから売上高は7,144,349千円（前年同期比39.9%増）、セグメント利益（営業利益）は1,718,489千円（前年同期比24.0%増）となりました。

(半導体生産設備の買取・販売)

半導体生産設備の買取・販売におきましては、消耗材の液晶モジュール等の販売増加により売上高は1,611,627千円（前年同期比931.0%増）、セグメント利益（営業利益）は221,512千円（前年同期比63.6%増）となりました。

(その他)

その他におきましては、ソーラー事業、半導体の関連材料販売及び技術コンサルティングの業績を示しており、外部顧客への売上高は93,568千円（前年同期比66.8%減）、セグメント利益（営業利益）は66,610千円（前年同期比129.3%増）となりました。

なお、当社株式は平成28年9月9日にて、東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所市場第一部に市場変更されました。今後は更なる業容の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は209,069千円であります。その主なものは三本木工場のシリコンウェーハ製造設備への投資127,754千円と台湾工場の生産設備への投資80,469千円であります。

(2) 資金調達等についての状況

当連結会計年度の資金調達等の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

### (3) 財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別               | 第 4 期<br>(平成25年12月期) | 第 5 期<br>(平成26年12月期) | 第 6 期<br>(平成27年12月期) | 第 7 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成28年12月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | -                    | 4,566,080            | 5,545,500            | 8,849,546                         |
| 経 常 利 益 (千円)            | -                    | 1,247,946            | 937,865              | 1,450,696                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)    | -                    | 664,261              | 304,248              | 869,652                           |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | -                    | 131.90               | 56.72                | 159.97                            |
| 総 資 産 (千円)              | -                    | 6,823,640            | 9,737,737            | 10,859,200                        |
| 純 資 産 (千円)              | -                    | 1,596,094            | 2,644,121            | 3,541,290                         |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | -                    | 300.54               | 485.54               | 642.59                            |

- (注) 1. 当社は、第5期より連結計算書類を作成しているため、第4期の状況については、記載していません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
4. 平成26年9月9日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 \ 期 別               | 第 4 期<br>(平成25年12月期) | 第 5 期<br>(平成26年12月期) | 第 6 期<br>(平成27年12月期) | 第 7 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年12月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)              | 3,475,246            | 4,566,080            | 5,752,764            | 7,817,257                       |
| 経 常 利 益 (千円)            | 818,713              | 1,293,746            | 1,364,087            | 1,564,684                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)          | 524,796              | 710,074              | 801,151              | 920,759                         |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 104.96               | 141.00               | 149.35               | 169.37                          |
| 総 資 産 (千円)              | 2,320,331            | 6,046,620            | 7,896,710            | 9,652,243                       |
| 純 資 産 (千円)              | 649,737              | 1,557,811            | 3,182,781            | 4,138,084                       |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 129.95               | 304.86               | 584.68               | 751.07                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。
3. 平成26年9月9日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っております。第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業であるシリコンウェーハの再生事業は、半導体市場の影響を受けます。足許において、世界の長期的な半導体需要は増加傾向にあり、半導体メーカーからの需要も増加しております。このようななか、当社グループとしては国内国外を問わず半導体メーカーの需要を取り込む必要があります。また、日々進歩している微細化技術の開発や18インチ（450mm）ウェーハの開発等の技術革新にも対応していく必要があります。当社グループはこのような経営環境の中で以下の事項に対処すべき課題として認識しております。

##### A. 技術開発

- ① 世界最先端の微細化技術に適應する12インチ（300mm）ハイエンド向け再生技術を開発、事業化すること。
- ② 18インチ（450mm）ウェーハの再生技術を開発、事業化すること。

##### B. 営業施策

- ① アメリカ・欧州・台湾・シンガポール・中国・韓国をはじめとする海外との取引を更に強化すること。
- ② 大手半導体デバイスメーカーとの安定的取引を確保すること。
- ③ モニタウェーハ及びターゲット材（※）・ケミカル消耗品の販売を強化すること。
- ④ 半導体関連商品の販売を強化すること。

##### C. 製造体制

- ① 半導体デバイスの高集積度化に対応すること。
- ② 最先端設備を拡充すること。
- ③ 高度な知識・技能を有する人材を確保すること。

##### D. 海外進出

- ① 主要な半導体メーカーの需要に適時に対応するため海外進出をすること。

※ターゲット材      半導体を加工する時の補助材料

当社グループといたしましては、上記の施策を着実に実行することにより、更なる企業価値の向上を図っていく所存であります。株主の皆様におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

| 事業区分          | 事業内容                                |
|---------------|-------------------------------------|
| ウェーハ事業        | シリコンウェーハ再生事業及び販売事業<br>酸化膜成膜加工サービス事業 |
| 半導体生産設備の買取・販売 | 半導体関連機械装置の販売                        |
| その他           | ソーラー事業、半導体の関連材料販売、技術コンサルティング        |

### (6) 主要な営業所（平成28年12月31日現在）

#### ① 当社の主要な営業所及び工場

|       |        |
|-------|--------|
| 本 社   | 東京都品川区 |
| 三本木工場 | 宮城県大崎市 |

#### ② 子会社

|              |             |
|--------------|-------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司 | 中華民国（台湾）台南市 |
|--------------|-------------|

### (7) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

#### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 373名 | 108名増       | 34.7歳 | 2年 6ヶ月 |

#### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 206名 | 14名増      | 35.8歳 | 3年 8ヶ月 |

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況（平成28年12月31日現在）

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金           | 出資比率 | 主要な事業内容               |
|--------------|---------------|------|-----------------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司 | 300,000千新台幣ドル | 100% | 半導体デバイス用シリコンウェーハ再生事業等 |

（注）艾爾斯半導體股份有限公司は平成28年3月に100,000千新台幣ドルの増資を行っております。

### ③親会社等との間の取引に関する事項

#### イ．取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

当社の親会社等は、当社代表取締役方永義であります。当社は銀行借入等に対して当社代表取締役方永義より債務保証を受けております。当該取引に際しては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は金融機関との交渉により当該債務保証を解消する方針であります。

#### ロ．当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については、上記イ．に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### ハ．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

## (9) 主要な借入先及び借入額（平成28年12月31日現在）

| 借入先                | 借入額（千円）   |
|--------------------|-----------|
| シンジケートローン（注）       | 2,101,538 |
| 合作金庫商業銀行           | 1,076,488 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行      | 500,000   |
| 株式会社りそな銀行          | 484,772   |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 263,648   |
| 株式会社仙台銀行           | 225,477   |
| 株式会社日本政策金融公庫       | 132,710   |

（注）株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとし、主要取引銀行5行とコミットメント期間付タームローン及びシンジケートローン契約を締結しております。



## 2. 株式の状況（平成28年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,505,000株（自己株式107株を含む）

（注）新株予約権の行使により発行済株式の総数が65,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 2,168名

### (4) 上位10名の株主

| 株 主 名                                 | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------------------|------------|--------|
| R. S. TECH HONG KONG LIMITED          | 2,380,000株 | 43.23% |
| 方 永 義                                 | 542,400株   | 9.85%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）             | 273,200株   | 4.96%  |
| RIHUI Hong Kong Investment Trading Co | 255,600株   | 4.64%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）               | 171,600株   | 3.11%  |
| フューチャーエナジー株式会社                        | 170,000株   | 3.08%  |
| 那須マテリアル株式会社                           | 170,000株   | 3.08%  |
| 日本バルカー工業株式会社                          | 150,000株   | 2.72%  |
| 李 宗 根                                 | 78,200株    | 1.42%  |
| 本郷 邦夫                                 | 72,500株    | 1.31%  |

（注）1. 持株比率は自己株式（107株）を控除して計算しております。

2. 自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する3,300株は含まれておりません。

3. R. S. TECH HONG KONG LIMITEDは、当社代表取締役社長 方永義が議決権の100%を直接所有する財産保全会社であります。

### (5) その他株式に関する重要な事項

「従業員持株ESOP信託」

当社は、平成27年8月14日開催の取締役会決議により、当社の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社従業員へのインセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」を導入いたしました。

なお、当連結会計年度末において「従業員持株ESOP信託」が所有する自己株式数は3,300株です。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年12月31日現在）

#### （1）当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                    |                            |
|--------------------|----------------------------|
| 新株予約権の名称           | 第1回新株予約権                   |
| 発行決議日              | 平成26年6月16日                 |
| 保有人数               | 取締役4名                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類   | 普通株式                       |
| 新株予約権の数（個）         | 202                        |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 101,000（注）1                |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）  | 400（注）1                    |
| 新株予約権の行使期間         | 自平成28年6月17日<br>至平成36年6月16日 |

- （注）1. 平成26年8月12日開催の取締役会決議により、平成26年9月9日付で株式1株につき500株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」が調整されております。
2. 社外取締役、監査役には新株予約権は付与しておりません。

#### （2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### （3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

| 氏 名     | 地 位     | 担当及び重要な兼職の状況                                         |
|---------|---------|------------------------------------------------------|
| 方 永 義   | 代表取締役社長 | 艾爾斯半導體股份有限公司 董事長                                     |
| 本 郷 邦 夫 | 取締役     | 事業本部長<br>艾爾斯半導體股份有限公司 董事                             |
| 鈴 木 正 行 | 取締役     | 管理本部長<br>艾爾斯半導體股份有限公司 董事                             |
| 近 藤 淳 行 | 取締役     | 営業部長                                                 |
| 石 黒 正 亨 | 取締役     |                                                      |
| 李 宗 根   | 取締役     | 鄭州中海房地產開發有限公司 副董事長<br>巨茂光電有限公司 董事長<br>億陽國際股份有限公司 董事長 |
| 渡 邊 泰 紀 | 取締役     | エヌ・ビー・ワイ・インターナショナル 個人事業主                             |
| 内 海 忠   | 取締役     | 一般社団法人半導体産業人協会 理事                                    |
| 片 岡 義 隆 | 常勤監査役   |                                                      |
| 金 森 浩 之 | 監査役     | 金森公認会計士事務所 所長<br>みなと公認会計士共同事務所 代表                    |
| 小 幡 朋 弘 | 監査役     | 弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所 東京事務所所長                            |

- (注) 1. 取締役李宗根氏、取締役渡邊泰紀氏及び取締役内海忠氏は、社外取締役であります。
2. 監査役片岡義隆氏、監査役金森浩之氏及び監査役小幡朋弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役渡邊泰紀氏、取締役内海忠氏及び監査役金森浩之氏と監査役小幡朋弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 監査役金森浩之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法令及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 員 数         | 報酬等の額 (千円)          |
|--------------------|-------------|---------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(3名)  | 124,600<br>( 7,000) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名)  | 11,800<br>(11,800)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 11名<br>(6名) | 136,400<br>(18,800) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の第3回定時株主総会において、年額300,000千円以内（使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成25年3月27日開催の第3回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。
3. 当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役李宗根氏は、鄭州中海房地產開発有限公司の副董事長及び巨茂光電有限公司の董事長、億陽國際股份有限公司の董事長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役渡邊泰紀氏は、エヌ・ビー・ワイ・インターナショナルの個人事業主であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役内海忠氏は、一般社団法人半導体産業人協会の理事であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役金森浩之氏は、金森公認会計士事務所の所長及びみなと公認会計士共同事務所の代表であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役小幡朋弘氏は、弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所の東京事務所所長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                                                                   |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 李 宗根  | 当事業年度開催の取締役会18回のうち9回に出席し、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                                                      |
| 取締役 | 渡邊 泰紀 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、長年にわたる半導体業界に於ける豊富な経験と人脈を有し、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                                          |
| 取締役 | 内海 忠  | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回に出席し、長年にわたる半導体業界に於けるエンジニアとしての研究開発を中心とした豊富な経験と深い見識をもって、主に経営の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。                    |
| 監査役 | 片岡 義隆 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち18回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。常勤監査役として取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。      |
| 監査役 | 金森 浩之 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち16回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 小幡 朋弘 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。   |

## ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたしております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 22,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,500千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額はこれらの合計額で記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループは以下のとおり「内部統制システムの整備及び運用に関する基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

### 内部統制システムの整備に関する基本方針

#### (1) 当社グループの取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時（重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害等）の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する当社取締役会には、当社の顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。
- ② 当社は、全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する専任の担当取締役を設置します。当該担当取締役は、その実働組織として、全社的リスクのマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることができます。
- ③ 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「RS Techグループ企業行動基準」の周知徹底を図ります。
- ④ 内部通報制度に基づき、相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。
- ⑤ 当社代表取締役社長が経営企画室を直轄します。経営企画室は当社の内部監査を実施・統括し、当該代表取締役社長に内部監査の結果について適宜報告します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「内部情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。

### **(3) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社取締役会は、取締役等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役等に業務の執行を行わせます。
- ② また、以下のグループ経営管理システムを用いて、当社グループの取締役の職務の執行の効率化を図ります。
  - イ. 当社取締役会により当社グループ経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定（管理会計）を行い、取締役ごとの業績目標を明確にします。
  - ロ. 当社グループの取締役は、毎月開催する当社取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。
  - ハ. 当社取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。

### **(4) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① 当社グループの適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
- ② 当社グループの財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社グループの評価・改善結果は、定期的に当社取締役会に報告します。

### **(5) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- ① 当社グループの取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告し、監査役は監査役会に報告します。
- ② 内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとします。なお、当該報告は当社取締役会の中で実施されることを妨げません。



- ③ 当社グループの取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。
- ④ 当社グループは、内部通報制度を整備し、通報をしたことによる不利な取扱いを受けないことを明記します。

#### **(6) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 当社監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ② 当社監査役は、当社内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、報告を受けるものとします。
- ③ 当社監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。
- ④ 当社代表取締役社長（必要に応じて、他の取締役）と監査役との定期的な意見交換を実施します。

#### **(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況**

「RS Techグループ企業行動基準」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、当社総務人事部が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

### **7. 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項**

当社グループは、「内部統制システムの整備及び運用に関する基本方針」に基づき、その整備と適切な運用に取り組んでおります。当期に実施した主要な取り組みは、次の通りであります。

#### **(1) 重要な会議の開催状況**

当事業年度において、取締役会を18回開催し、法令に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

リスクマネジメントに関しては、グループのリスク管理に関する統括組織である「リスク管理委員会」を4回開催しました。主に、コーポレートガバナンス・コードへの対応についての議論を行っております。

毎月1回経営会議を開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努めております。

## **(2) 監査役の職務の執行について**

監査役は、当事業年度において、監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類の閲覧を行うことにより、監査の実効性の向上に努めております。

## **(3) 主な教育・研修の実施状況について**

当社グループは、コンプライアンス意識の向上を図るため、グループ役職員を対象とする研修・教育の実施や、内部通報制度の理解・浸透を目的としてグループウェアへ内部通報制度マニュアルの掲示を行っております。

## **(4) 内部監査の実施について**

内部監査機能としては、社長直轄の独立部門として経営企画室を設置しており、監査計画に基づき、当社及び子会社の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。

## **(5) 財務報告に係る内部統制について**

「財務報告に係る内部統制の構築及び整備・運用状況の評価の基本方針書」及び「財務報告に係る内部統制の評価の基本計画書」を継続的に取り組むべき基本方針と捉え、適宜、内容の見直しを図るとともに、当社及び子会社への周知徹底を行っております。また、当社及び子会社の内部統制責任者は、四半期毎に内部統制の進捗状況を経営企画室に報告し、問題点を把握した場合は監査役会に報告するとともに協議を行っております。

## **(6) 反社会的勢力排除について**

公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連の開催する研修等に参加しております。

また、既存の取引先については年に1回、新規の取引先についてはその都度、反社会勢力でないことを確認するためのチェックを行っております。

# 連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| (資 産 の 部)   |                   | (負 債 の 部)          |                   |
|-------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 科 目         | 金 額               | 科 目                | 金 額               |
| <b>流動資産</b> | <b>5,525,586</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>3,000,339</b>  |
| 現金及び預金      | 1,952,928         | 支払手形及び買掛金          | 283,389           |
| 受取手形及び売掛金   | 2,727,931         | 短期借入金              | 580,500           |
| 商品及び製品      | 361,110           | 1年内返済予定の長期借入金      | 947,166           |
| 仕掛品         | 132,598           | リース債務              | 10,659            |
| 原材料及び貯蔵品    | 134,801           | 未払金                | 310,223           |
| 繰延税金資産      | 127,075           | 未払法人税等             | 426,823           |
| その他         | 92,401            | 賞与引当金              | 20,659            |
| 貸倒引当金       | △3,261            | 株主優待引当金            | 13,797            |
|             |                   | その他                | 407,119           |
| <b>固定資産</b> | <b>5,333,614</b>  | <b>固定負債</b>        | <b>4,317,570</b>  |
| (有形固定資産)    | <b>5,152,215</b>  | 長期借入金              | 3,620,126         |
| 建物及び構築物     | 1,424,667         | リース債務              | 42,332            |
| 機械装置及び運搬具   | 3,612,706         | 繰延税金負債             | 643,648           |
| 工具、器具及び備品   | 55,741            | その他                | 11,463            |
| リース資産       | 58,593            |                    |                   |
| 建設仮勘定       | 506               | <b>負債合計</b>        | <b>7,317,910</b>  |
| (無形固定資産)    | <b>23,050</b>     | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                   |
| ソフトウェア      | 23,050            | <b>株主資本</b>        | <b>3,538,249</b>  |
| (投資その他の資産)  | <b>158,348</b>    | 資本金                | 629,450           |
| 破産更生債権等     | 6,831             | 資本剰余金              | 629,440           |
| その他         | 158,348           | 利益剰余金              | 2,287,910         |
| 貸倒引当金       | △6,831            | 自己株式               | △8,550            |
|             |                   | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>△2,972</b>     |
|             |                   | 為替換算調整勘定           | △2,972            |
|             |                   | <b>新株予約権</b>       | <b>6,013</b>      |
|             |                   | <b>純資産合計</b>       | <b>3,541,290</b>  |
| <b>資産合計</b> | <b>10,859,200</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>10,859,200</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 連結損益計算書

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 8,849,546 |
| 売上原価            |         | 6,332,983 |
| 売上総利益           |         | 2,516,562 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 958,931   |
| 営業利益            |         | 1,557,630 |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 901     |           |
| 補助金収入           | 117,213 |           |
| その他             | 14,115  | 132,230   |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 74,745  |           |
| 為替差損            | 127,054 |           |
| 株式公開費用          | 24,688  |           |
| その他             | 12,676  | 239,164   |
| 経常利益            |         | 1,450,696 |
| 特別利益            |         |           |
| 国庫補助金収入         | 14,776  | 14,776    |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 1,256   |           |
| 固定資産圧縮損         | 9,715   | 10,971    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,454,501 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 399,518 |           |
| 法人税等調整額         | 185,329 | 584,848   |
| 当期純利益           |         | 869,652   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 869,652   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成28年1月1日から  
平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |         |           |         |           |
|-------------------------|---------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計    |
| 当期首残高                   | 616,450 | 616,440 | 1,418,257 | △17,094 | 2,634,052 |
| 当期変動額                   |         |         |           |         |           |
| 新株の発行                   | 13,000  | 13,000  | —         | —       | 26,000    |
| 自己株式の取得                 | —       | —       | —         | △130    | △130      |
| 自己株式の処分                 | —       | —       | —         | 8,674   | 8,674     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     | —       | —       | 869,652   | —       | 869,652   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | —       | —       | —         | —       | —         |
| 当期変動額合計                 | 13,000  | 13,000  | 869,652   | 8,544   | 904,196   |
| 当期末残高                   | 629,450 | 629,440 | 2,287,910 | △8,550  | 3,538,249 |

(単位：千円)

|                         | その他の包括利益累計額  |                       | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|-----------------------|-------|-----------|
|                         | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益<br>累計額合計 |       |           |
| 当期首残高                   | 4,055        | 4,055                 | 6,013 | 2,644,121 |
| 当期変動額                   |              |                       |       |           |
| 新株の発行                   | —            | —                     | —     | 26,000    |
| 自己株式の取得                 | —            | —                     | —     | △130      |
| 自己株式の処分                 | —            | —                     | —     | 8,674     |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     | —            | —                     | —     | 869,652   |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額（純額） | △7,028       | △7,028                | —     | △7,028    |
| 当期変動額合計                 | △7,028       | △7,028                | —     | 897,168   |
| 当期末残高                   | △2,972       | △2,972                | 6,013 | 3,541,290 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 艾爾斯半導體股份有限公司

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結計算書類の作成のための基本となる事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### a. 商品

個別法

##### b. 製品・仕掛品・原材料

総平均法

##### c. 貯蔵品

最終仕入原価法

##### ② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～41年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具、器具及び備品 2～6年

## ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用目的分）については、社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

## ③リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

### ③株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出して計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ①ヘッジ会計の方法

#### イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

#### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の支払利息

#### ハ. ヘッジ方針

変動金利の借入金の支払利息に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### 二. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

## ②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

## ③消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

## (会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

## (表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「株式公開費用」(前連結会計年度 14,292千円)は、営業外費用の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

## (追加情報)

(法定実効税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度から平成30年1月1日に開始する連結会計年度までに解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は3,597千円減少、繰延税金負債は32,843千円減少、法人税等調整額は29,246千円減少しております。



## (従業員持株ESOP信託)

### (1) 取引の概要

当社の業績向上に対する従業員の労働意欲の向上や従業員の経営参画を促すとともに、株式価値の向上を目指した経営を一層推進することにより中長期的な企業価値を高めることを目的とし、当社従業員へのインセンティブ・プランとして「従業員持株E S O P 信託」（以下「E S O P 信託」といいます。）を導入しております。

E S O P 信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「RSTECH従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後3年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

E S O P 信託による当社株式の取得・処分については、当社とE S O P 信託は一体であるとする会計処理を行っております。従ってE S O P 信託が所有する当社株式を含む資産及び負債並びに収益及び費用については連結貸借対照表に含めて計上しております。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額は除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度8,419千円、3,300株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度13,400千円

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 国庫補助金による固定資産圧縮記帳額

|           |             |
|-----------|-------------|
| 機械装置及び運搬具 | 2,480,872千円 |
|-----------|-------------|

##### (2) 担保資産及び担保付債務

###### ①担保に供している資産

|              |             |
|--------------|-------------|
| 現金及び預金（定期預金） | 238,675千円   |
| 受取手形及び売掛金    | 3,372千円     |
| 建物及び構築物      | 1,296,244千円 |
| 機械装置及び運搬具    | 41,177千円    |
| 計            | 1,579,470千円 |

(注) 定期預金18,580千円について、艾爾斯半導體股份有限公司が科技部南部科學工業園區管理局との間で締結した土地賃貸借契約に基づく債務に対し質権を設定しております。

###### ②担保に係る債務

|                |             |
|----------------|-------------|
| 短期借入金          | 180,500千円   |
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 312,659千円   |
| 長期借入金          | 1,322,954千円 |
| 計              | 1,816,114千円 |

##### (3) 財務制限条項

借入金のうち、当社が締結しているコミットメント期間付シンジケートローン契約（当連結会計年度末の残高2,101,538千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期末日における単体の貸借対照表の「純資産の部」の合計金額を、直前の決算期の末日又は平成24年12月期に終了する決算期の末日いずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される「経常損益」が、2期連続して損失とならないようにすること。

また、借入金のうち、当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約（当連結会計年度末の残高500,000千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①平成27年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の

貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成26年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

- ②平成27年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続して0円未満としないこと。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額 1,316,182千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

売上原価（たな卸資産評価損） 56,936千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,505,000株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

- ②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議             | 株式の種類 | 配当の原資       | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たりの配当額<br>(円) | 基準日                 | 効力発生日          |
|----------------|-------|-------------|----------------|------------------|---------------------|----------------|
| 平成29年<br>3月29日 | 普通株式  | 繰越利益<br>剰余金 | 55,048         | 10.0             | 平成28年<br>12月31<br>日 | 平成29年<br>3月30日 |

(注) 平成29年3月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金33千円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 232,000株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

デリバティブ取引は、事業遂行上のリスクをヘッジする目的で利用しており、売買益を目的とした投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金の使途は運転資金であります。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は主として設備投資に係る資金調達であり、一部、従業員持株会型ESOP信託に伴う借入金が含まれております。尚、長期借入金のうち、金利変動リスクに晒されているものの一部については、当該リスクを回避する目的でデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

外貨建預金は、為替リスクに晒されておりますが、定期的に通貨別の換算額を把握し、継続的にモニタリングすることによって管理しております。

外貨建金銭債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）

財務経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

|                    | 連結貸借対照表<br>計上額（千円） | 時価（千円）    | 差額（千円） |
|--------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1)現金及び預金          | 1,952,928          | 1,952,928 | —      |
| (2)受取手形及び売掛金       | 2,727,931          |           |        |
| 貸倒引当金(*1)          | △3,261             |           |        |
|                    | 2,724,670          | 2,724,670 | —      |
| (3)破産更生債権等         | 6,831              |           |        |
| 貸倒引当金(*2)          | △6,831             |           |        |
|                    | 0                  | 0         | —      |
| 資産計                | 4,677,599          | 4,677,599 | —      |
| (1)支払手形及び買掛金       | 283,389            | 283,389   | —      |
| (2)短期借入金           | 580,500            | 580,500   | —      |
| (3)1年内返済予定の長期借入金   | 947,166            | 947,166   | —      |
| (4)（1年内返済予定の）リース債務 | 10,659             | 10,659    | —      |
| (5)未払金             | 310,223            | 310,223   | —      |
| (6)未払法人税等          | 426,823            | 426,823   | —      |
| (7)長期借入金           | 3,620,126          | 3,701,719 | 81,592 |
| (8)リース債務           | 42,332             | 37,487    | △4,844 |
| 負債計                | 6,221,221          | 6,297,969 | 76,748 |

(\*1)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(\*2)破産更生債権等に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項  
資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)破産更生債権等

これらは担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)（1年内返済予定の）リース債務、(5)未払金、(6)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金、(8)リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、「8. デリバティブ取引に関する注記」をご参照ください。

## 8. デリバティブ取引に関する注記

### (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

| 区分            | デリバティブ取引の種類等 | 契約額等<br>(千円) | 契約額等のうち<br>1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 評価損益<br>(千円) |
|---------------|--------------|--------------|------------------------|------------|--------------|
| 市場取引以外の<br>取引 | 為替予約取引       |              |                        |            |              |
|               | 売建           |              |                        |            |              |
|               | 米ドル          | 2,354,845    | －                      | △172,528   | △172,528     |
|               | 台湾ドル         | 144,400      | －                      | △19,545    | △19,545      |
| 合計            |              | 2,499,245    | －                      | △192,073   | △192,073     |

(注) 期末の時価の算定については、先物為替相場を使用しております。

### (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### 金利関連

| ヘッジ会計の<br>方法    | デリバティブ<br>取引の種類等              | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(千円) | 契約額等の<br>うち1年超<br>(千円) | 時価<br>(千円) |
|-----------------|-------------------------------|---------|--------------|------------------------|------------|
| 金利スワップ<br>の特例処理 | 金利スワップ<br>取引<br>支払固定・<br>受取変動 | 長期借入金   | 70,000       | －                      | (注)        |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## 9.1 株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 642円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 159円97銭 |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年12月31日現在)

(単位：千円)

| (資 産 の 部)         |                  | (負 債 の 部)          |                  |
|-------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>       | <b>5,096,324</b> | <b>流動負債</b>        | <b>2,359,596</b> |
| 現金及び預金            | 1,653,270        | 買掛金                | 225,487          |
| 売掛金               | 2,252,331        | 短期借入金              | 400,000          |
| 商品及び製品            | 334,931          | 1年内返済予定の長期借入金      | 704,379          |
| 仕掛品               | 120,997          | 未払金                | 215,367          |
| 原材料及び貯蔵品          | 117,824          | 未払費用               | 95,977           |
| 前渡金               | 38,407           | 未払法人税等             | 426,823          |
| 前払費用              | 42,850           | 前受金                | 47,881           |
| 繰延税金資産            | 57,315           | 預り金                | 33,173           |
| 関係会社短期貸付金         | 302,122          | 為替予約               | 172,528          |
| その他               | 179,534          | 賞与引当金              | 17,412           |
| 貸倒引当金             | △3,261           | 株主優待引当金            | 13,797           |
| <b>固定資産</b>       | <b>4,555,918</b> | その他                | 6,767            |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>2,835,240</b> | <b>固定負債</b>        | <b>3,154,562</b> |
| 建物附属設備            | 138,623          | 長期借入金              | 2,509,698        |
| 構築物               | 1,718            | 繰延税金負債             | 643,648          |
| 機械装置              | 2,678,774        | その他                | 1,214            |
| 車両運搬具             | 2,639            | <b>負債合計</b>        | <b>5,514,158</b> |
| 工具、器具及び備品         | 13,484           | <b>(純 資 産 の 部)</b> |                  |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>5,825</b>     | <b>株主資本</b>        | <b>4,132,071</b> |
| ソフトウェア            | 5,825            | 資本金                | 629,450          |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>1,714,852</b> | 資本剰余金              | 629,440          |
| 出資金               | 110              | 資本準備金              | 629,440          |
| 関係会社株式            | 1,099,560        | 利益剰余金              | 2,881,732        |
| 長期前払費用            | 3,220            | その他利益剰余金           | 2,881,732        |
| 関係会社長期貸付金         | 510,187          | 特別償却準備金            | 1,480,965        |
| 敷金及び保証金           | 71,648           | 繰越利益剰余金            | 1,400,766        |
| 破産更生債権等           | 6,831            | 自己株式               | △8,550           |
| その他               | 30,125           | <b>新株予約権</b>       | <b>6,013</b>     |
| 貸倒引当金             | △6,831           | <b>純資産合計</b>       | <b>4,138,084</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>9,652,243</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>9,652,243</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。



# 損 益 計 算 書

(平成28年 1 月 1 日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 7,817,257 |
| 売上原価         |         | 5,427,881 |
| 売上総利益        |         | 2,389,375 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 791,833   |
| 営業利益         |         | 1,597,542 |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息         | 8,495   |           |
| 補助金収入        | 117,213 |           |
| その他          | 10,802  | 136,510   |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 38,639  |           |
| 為替差損         | 94,374  |           |
| 株式公開費用       | 24,688  |           |
| その他          | 11,665  | 169,367   |
| 経常利益         |         | 1,564,684 |
| 特別利益         |         |           |
| 国庫補助金収入      | 14,776  | 14,776    |
| 特別損失         |         |           |
| 固定資産除却損      | 1,256   |           |
| 固定資産圧縮損      | 9,715   | 10,971    |
| 税引前当期純利益     |         | 1,568,489 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 399,518 |           |
| 法人税等調整額      | 248,211 | 647,730   |
| 当期純利益        |         | 920,759   |

(注) 記載金額は千円未満を切捨して表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年 1 月 1 日から)  
(平成28年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本    |           |                 |              |             |                 |         |            |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|---------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |                 | 利益剰余金        |             |                 | 自己株式    | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本<br>準備金 | 資本<br>剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 |             | 利益<br>剰余金<br>合計 |         |            |
|                         |         |           |                 | 特別償却準備金      | 繰越利益<br>剰余金 |                 |         |            |
| 当期首残高                   | 616,450 | 616,440   | 616,440         | 1,538,241    | 422,731     | 1,960,973       | △17,094 | 3,176,768  |
| 当期変動額                   |         |           |                 |              |             |                 |         |            |
| 新株の発行                   | 13,000  | 13,000    | 13,000          | －            | －           | －               | －       | 26,000     |
| 当期純利益                   | －       | －         | －               | －            | 920,759     | 920,759         | －       | 920,759    |
| 特別償却準備金の積立              | －       | －         | －               | 211,710      | △211,710    | －               | －       | －          |
| 特別償却準備金の取崩              | －       | －         | －               | △301,566     | 301,566     | －               | －       | －          |
| 税率変更による特別償却準備金の調整額      | －       | －         | －               | 32,579       | △32,579     | －               | －       | －          |
| 自己株式の取得                 | －       | －         | －               | －            | －           | －               | △130    | △130       |
| 自己株式の処分                 | －       | －         | －               | －            | －           | －               | 8,674   | 8,674      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | －       | －         | －               | －            | －           | －               | －       | －          |
| 当期変動額合計                 | 13,000  | 13,000    | 13,000          | △57,275      | 978,035     | 920,759         | 8,544   | 955,303    |
| 当期末残高                   | 629,450 | 629,440   | 629,440         | 1,480,965    | 1,400,766   | 2,881,732       | △8,550  | 4,132,071  |

(単位：千円)

|                         | 新株予約権 | 純資産合計     |
|-------------------------|-------|-----------|
| 当期首残高                   | 6,013 | 3,182,781 |
| 当期変動額                   |       |           |
| 新株の発行                   | —     | 26,000    |
| 当期純利益                   | —     | 920,759   |
| 特別償却準備金の積立              | —     | —         |
| 特別償却準備金の取崩              | —     | —         |
| 税率変更による特別償却準備金の調整額      | —     | —         |
| 自己株式の取得                 | —     | △130      |
| 自己株式の処分                 | —     | 8,674     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | —     | —         |
| 当期変動額合計                 | —     | 955,303   |
| 当期末残高                   | 6,013 | 4,138,084 |

(注) 記載金額は千円未満を切捨て表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### a. 商品

個別法

##### b. 製品・仕掛品・原材料

総平均法

##### c. 貯蔵品

最終仕入原価法

##### ③デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備                      3 ～ 18年

機械装置                              5 ～ 17年

車両運搬具                          2 ～ 5 年

工具、器具及び備品              2 ～ 6 年

##### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用目的分）は、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ③株主優待引当金

株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出して計上しております。

### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### ①ヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の支払利息

##### ハ. ヘッジ方針

変動金利の借入金の支払利息に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップであるため、有効性の評価は省略しております。

#### ②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

#### ③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(従業員持株ESOP信託)

「従業員持株ESOP信託」に関する注記については、連結注記表「3.連結計算書類の作成のための基本となる事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記の記載を省略しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 国庫補助金による固定資産圧縮記帳額

機械装置 2,480,872千円

### (2) 担保資産及び担保付債務

#### ①担保に供している資産

|              |           |
|--------------|-----------|
| 現金及び預金（定期預金） | 220,094千円 |
| 売掛金          | 3,372千円   |
| 計            | 223,467千円 |

なお、上記担保に供している資産のうち、定期預金200,082千円について、連結子会社艾爾斯半導體股份有限公司の借入金（当期末残高180,500千円）に対して担保提供しております。

#### ②担保に係る債務

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 76,696千円  |
| 長期借入金          | 218,781千円 |
| 計              | 295,477千円 |

### (3) 保証債務

| 被保証者         | 当期末残高                       | 内容                |
|--------------|-----------------------------|-------------------|
| 艾爾斯半導體股份有限公司 | 193,577千円<br>(53,622千新台幣ドル) | 金融機関からの借入に対する保証債務 |
|              | 263,648千円                   | 割賦契約に対する保証債務      |
|              | 52,992千円                    | リース契約に対する保証債務     |

(注) 外貨保証債務の換算は、決算時の為替相場によっております。

#### (4) 財務制限条項

借入金のうち、当社が締結しているコミットメント期間付シンジケートローン契約（当事業年度末の残高2,101,538千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①各年度の決算期末日における単体の貸借対照表の「純資産の部」の合計金額を、直前の決算期の末日又は平成24年12月期に終了する決算期の末日いずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②各事業年度の決算期における単体の損益計算書に示される「経常損益」が、2期連続して損失とならないようにすること。

また、借入金のうち、当社が締結しているコミットメント期間付タームローン契約（当事業年度末の残高500,000千円）には、以下の財務制限条項が付されております。

- ①平成27年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成26年12月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。
- ②平成27年12月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書において、経常損益の金額を2期連続して0円未満としないこと。

#### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 200,793千円 |
| 短期金銭債務 | 9,217千円   |

#### (6) 有形固定資産の減価償却累計額 868,637千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

|     |           |
|-----|-----------|
| 売上高 | 24,683千円  |
| 仕入高 | 104,939千円 |

営業取引以外の取引による取引高 7,765千円

#### (2) たな卸資産評価損

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

|                |          |
|----------------|----------|
| 売上原価（たな卸資産評価損） | 51,132千円 |
|----------------|----------|

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,505,000株

(2)当事業年度末の自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,407株

(注) 当事業年度末の普通株式の数には、従業員持株 E S O P 信託が所有する当社株式3,300株を含めております。これは、当該従業員持株 E S O P 信託が所有する当社株式について、貸借対照表において自己株式として表示しているためであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、たな卸資産の評価損否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、特別償却準備金等であります。

(法定実効税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から、平成29年1月1日に開始する事業年度から平成30年1月1日に開始する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は3,597千円減少、繰延税金負債は32,843千円減少、法人税等調整額は29,246千円減少しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

| 種類  | 会社等の<br>名称           | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                              | 取引金額      | 科目            | 期末残高      |
|-----|----------------------|----------------------------|---------------|------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
| 子会社 | 艾爾斯半導<br>體股份有限<br>公司 | 所有<br>直接<br>100.0%         | 役員の兼任         | 資金の貸付<br>(注) 1                     | 583,295   | 関係会社<br>短期貸付金 | 302,122   |
|     |                      |                            |               |                                    |           | 関係会社<br>長期貸付金 | 510,187   |
|     |                      |                            |               | 利息の受取<br>(注) 1                     | 7,765     | その他<br>流動資産   | 6,908     |
|     |                      |                            |               | 子会社の銀行借<br>入に対する債務<br>保証<br>(注) 2  | 193,577   | -             | -         |
|     |                      |                            |               | 出資の引受<br>(注) 3                     | 363,000   | 関係会社株式        | 1,099,560 |
|     |                      |                            |               | 子会社の銀行借<br>入に対する担保<br>の提供<br>(注) 4 | 200,082   | -             | -         |
|     |                      |                            |               | 債務の被保証<br>(注) 5                    | 2,101,538 | -             | -         |
|     |                      |                            |               | 割賦契約の保証<br>(注) 6                   | 263,648   | -             | -         |
|     |                      |                            |               | リース契約の保証<br>(注) 7                  | 52,992    | -             | -         |
|     |                      |                            |               | 生産設備の移設<br>費用<br>(注) 8             | -         | その他<br>流動資産   | 112,742   |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、貸付は円貨、米ドル (USD) 及び台湾ドル (TWD) で行われており、外貨の期末残高は、米ドルが1,800千USD (期末換算レート116.49円)、台湾ドルが15,600千TWD (期末換算レート3.61円) です。
- (注) 2. 当社は、艾爾斯半導體股份有限公司の借入に対して債務保証を行っております。
- (注) 3. 当社の株式の買取及び増資を引き受けたものであります。なお、増資は外貨 (USD) で行われており、取引金額は出資時換算レート120.73円で円換算後の金額です。
- (注) 4. 艾爾斯半導體股份有限公司の借入に対して当社所有の定期預金を担保提供しております。
- (注) 5. 当社は、銀行借入に対して子会社艾爾斯半導體股份有限公司より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
- (注) 6. 当社は、艾爾斯半導體股份有限公司の割賦契約に対して債務保証を行っております。
- (注) 7. 当社は、艾爾斯半導體股份有限公司のリース契約に対して債務保証を行っております。
- (注) 8. 艾爾斯半導體股份有限公司の機械装置の台湾への移設費用の立替であります。



## (2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

| 種類                 | 会社等の<br>名称または<br>氏名 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                                  | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|--------------------|---------------------|----------------------------|---------------|----------------------------------------|--------|----|------|
| 役員及び<br>個人主要<br>株主 | 方 永義                | (被所有)<br>直接<br>9.9%        | 債務被保証         | 当社銀行借入等<br>に対する債務被<br>保証<br>(注) 1      | 84,849 | -  | -    |
| 役員                 | 鈴木 正行               | (被所有)<br>直接<br>0.7%        | 当社取締役         | 新株予約権 (ス<br>tockオプション)<br>の行使<br>(注) 2 | 12,000 | -  | -    |
| 役員                 | 本郷 邦夫               | (被所有)<br>直接<br>1.3%        | 当社取締役         | 新株予約権 (ス<br>tockオプション)<br>の行使<br>(注) 2 | 12,000 | -  | -    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社は、銀行借入等に対して当社代表取締役社長 方 永義より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注) 2. 平成26年6月16日の取締役会決議により付与されたストックオプションによる、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 751円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 169円37銭 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

株式会社 R S Technologies

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 守 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 R S Technologies の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 R S Technologies 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年2月22日

株式会社 R S Technologies

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 守 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 R S Technologies の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月27日

株式会社RS Technologies 監査役会

常勤監査役（社外監査役）片岡義隆 ㊞

監査役（社外監査役）金森浩之 ㊞

監査役（社外監査役）小幡朋弘 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたします。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主に対する利益の還元は、当社にとって最も重要な経営の課題と認識しており、配当に関しては、各事業年度における利益水準、中期計画の見直し、財務体質の強化等の状況を総合的に勘案した上で、柔軟に実施していく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、普通配当を1株当たり5円とすることに加え、当社の東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念して、1株当たり5円の記念配当を実施することにより、1株当たり10円とさせていただきます存じます。

#### ①配当財産の種類

金銭といたします。

#### ②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円（普通配当：5円 記念配当：5円）

総額55,048,930円

#### ③剰余金に配当が効力を生じる日

平成29年3月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応した最適な経営体制を機動的に構築し、さらにその経営体制の是非について、毎年株主の皆さまのご判断を仰ぐことが可能となるように、取締役の任期を1年以内に短縮することとし、現行定款第23条について所要の変更を行うものであります。

(2) 適切な人材の招聘を容易にし、業務執行を行わない取締役について、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第31条第2項について所要の変更を行うものであります。なお、この規定の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

- (3) 監査役として有用な人材の登用を可能にし、社外監査役でない監査役について、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため現行定款第39条第2項について所要の変更を行うものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、現行定款第45条（剰余金の配当）、第46条（中間配当）を削除し、変更案のとおり第45条（剰余金の配当等の決定機関）、第46条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- (5) 期末配当金および中間配当金の受け取り期間を延長し、株主の皆さまの便宜をお図りするため、配当財産の除斥期間を2年から3年に延長することとし、現行定款第47条について所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役の任期）</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.（条文省略）</p>                                                              | <p>（取締役の任期）</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.（現行どおり）</p>                                                                              |
| <p>（取締役の会社に対する責任の免除）</p> <p>第31条（条文省略）</p> <p>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>（取締役の会社に対する責任の免除）</p> <p>第31条（現行どおり）</p> <p>2. 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |

|                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>2. 当会社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(監査役の会社に対する責任の免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>(剰余金の配当)</p> <p>第45条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して行う。</p>                                                                                                   | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月末日における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。</p>                                                                                 | <p>(削 除)</p>                                                                                                                                                                  |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                   | <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</p>                                                        |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                                                                   | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3. 前二項に定めるほか、当会社は、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</p>                              |

|                                                                                                                  |                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第47条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満2年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. (条文省略)</p> | <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第47条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第3号議案 取締役9名選任の件

定款の変更により、取締役全員8名は任期満了となります。8名の再任に加え、新たな取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1         | ほう なが よし<br>方 永 義<br>(昭和45年10月13日生)    | 平成11年 1 月 株式会社永輝商事設立<br>平成18年 9 月 同社代表取締役就任<br>平成22年12月 当社代表取締役社長就任<br>(現任)<br>平成27年12月 艾爾斯半導體股份有限公司<br>董事長就任 (現任)                                                                                                          | 542,400株           |
| 2         | ほん ごう くに お<br>本 郷 邦 夫<br>(昭和26年8月15日生) | 昭和51年 4 月 ラサ工業株式会社入社<br>平成17年 7 月 同社三本木工場 工場長<br>平成21年 7 月 同社電子材料事業部長<br>平成23年 1 月 当社取締役事業本部長就任<br>(現任)<br>平成26年 2 月 艾爾斯半導體股份有限公司<br>董事就任(現任)                                                                               | 72,500株            |
| 3         | すず き まさ ゆき<br>鈴 木 正 行<br>(昭和26年8月13日生) | 昭和45年 4 月 有限会社鈴木不動産商事入<br>社<br>昭和52年 8 月 嘉藤建設株式会社入社<br>昭和58年 8 月 サクラ産業株式会社入社<br>平成21年 3 月 株式会社永輝商事入社<br>平成22年12月 当社設立<br>平成22年12月 当社取締役管理本部長就任<br>(現任)<br>平成24年 9 月 株式会社永輝商事取締役就<br>任<br>平成27年12月 艾爾斯半導體股份有限公司<br>董事就任 (現任) | 38,500株            |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4         | こん どう あつ ゆき<br>近 藤 淳 行<br>(昭和37年12月20日生) | 昭和62年 4 月 日本システムウエア株式会<br>社入社<br>平成 6 年 9 月 株式会社チュンソフト入社<br>海外事業室長<br>平成 9 年 9 月 ラサ工業株式会社入社<br>平成23年 1 月 当社取締役就任（現任）                                                               | 29,800株            |
| 5         | いし ぐろ まさ みち<br>石 黒 正 亨<br>(昭和22年9月19日生)  | 昭和45年12月 米国法人SENO旅行社入社<br>平成 2 年 3 月 大阪チタニウム製造株式会<br>社入社<br>平成17年 8 月 株式会社SUMCOに転籍<br>平成17年11月 同社グローバル統括室長<br>(理事) 就任<br>平成20年 6 月 株式会社永輝商事入社<br>米国販売促進部長<br>平成23年 1 月 当社取締役就任（現任） | 17,000株            |
| 6         | えん どう さとる<br>遠 藤 智<br>(昭和46年3月27日生)      | 平成 3 年 4 月 ラサ工業株式会社入社<br>平成23年 1 月 当社製造部長（現任）<br>平成29年 4 月 当社取締役製造部長就任予<br>定                                                                                                       | 17,000株            |
| 7         | り しゅう こん<br>李 宗 根<br>(昭和38年8月25日生)       | 平成12年 5 月 包頭市恒輝尾鉞再選有限公<br>司董事長就任<br>平成23年 1 月 鄭州中海房地產開發有限公<br>司副董事長就任（現任）<br>平成23年12月 当社取締役就任（現任）<br>平成24年 4 月 巨茂光電有限公司董事長就<br>任（現任）<br>平成25年 4 月 億陽国際股份有限公司董事<br>長就任（現任）          | 78,200株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株<br>式数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 8         | わた なべ やす のり<br>渡 邊 泰 紀<br>(昭和25年8月19日生) | 平成13年 4 月 株式会社日立製作所半導体<br>グループビジネス企画本部<br>本部長<br>平成16年 4 月 株式会社ルネサス販売取締<br>役販売企画本部本部長<br>平成21年 6 月 株式会社ルネサス北日本セ<br>ミコンダクタ監査役就任<br>平成25年 7 月 エヌ・ビー・ワイ・インタ<br>ーナショナル個人事業主<br>(現任)<br>平成26年12月 当社取締役就任 (現任) | 一株                 |
| 9         | うつ み ただし<br>内 海 忠<br>(昭和18年11月17日生)     | 昭和44年 4 月 沖電気工業株式会社入社<br>平成 8 年 4 月 同社システムLSI事業部<br>長<br>平成12年 1 月 株式会社沖マイクロデザイ<br>ン代表取締役社長就任<br>平成21年 4 月 一般社団法人半導体産業人<br>協会理事就任 (現任)<br>平成27年 3 月 当社取締役就任 (現任)                                         | 一株                 |

(注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者方永義氏は当社の経営を支配している者であります。

3. 李宗根氏、渡邊泰紀氏、内海忠氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由

(1)李宗根氏は、主に経営者としての豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役を選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

(2)渡邊泰紀氏は、長年にわたる半導体業界に於ける豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

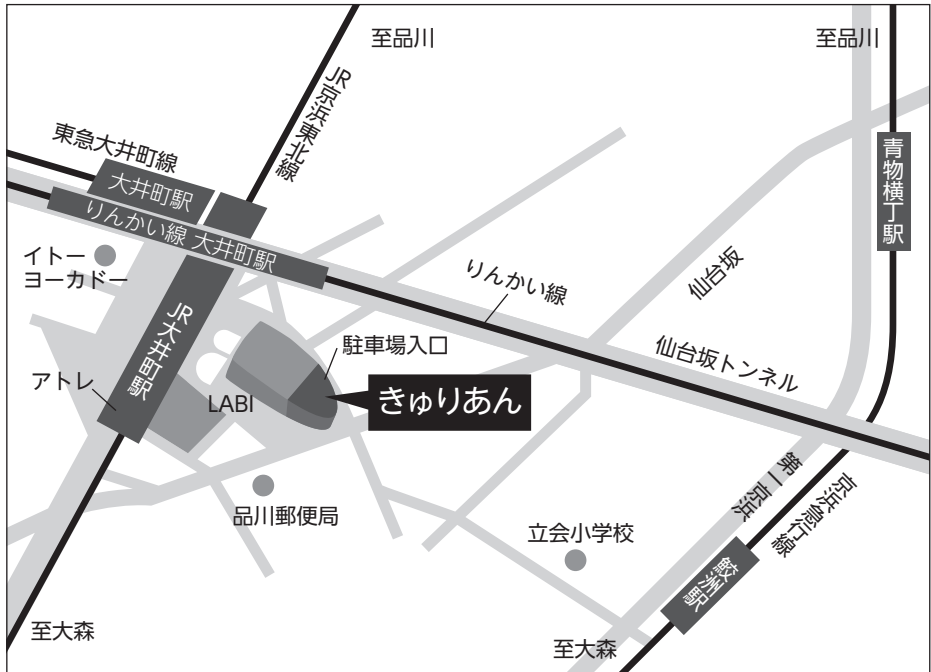
(3)内海忠氏は、長年にわたる半導体業界に於けるエンジニアとしての研究開発を中心とした豊富な経験と深い見識をもって、当社の経営監督機能の強化を図っていただくため、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

5. 社外取締役候補者が取締役に就任してからの年数
- (1)李宗根氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年3ヶ月であります。
  - (2)渡邊泰紀氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年3ヶ月であります。
  - (3)内海忠氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
6. 当社は、取締役候補者李宗根氏、渡邊泰紀氏、内海忠氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本総会において、各氏の選任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。
7. 渡邊泰紀氏及び内海忠氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において、両氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区東大井 5-18-1  
きゅりあん（品川区立総合区民会館）  
7階イベントホール  
電話 03-5479-4100



交 通 J R 京浜東北線「大井町」駅（中央口）より 徒歩約 2 分  
りんかい線「大井町」駅（A1 出口）より 徒歩約 5 分  
東急大井町線「大井町」駅（改札口）より 徒歩約 3 分